

第 13 回教育委員会

令和 2 年 10 月 13 日
午 後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

報告第36号

大阪市職員基本条例の一部改正について

大阪市職員基本条例の一部改正について

1 概要

令和2年9月市会において、大阪市職員基本条例の一部が改正された。そのうち、懲戒処分に関する事項については、本条例別表（第28条関係）非違行為の類型欄に掲げる類型に応じ、同表懲戒処分の種類欄に定める懲戒処分の種類のうちから、職員が行った非違行為の動機及び態様等を考慮して懲戒処分を行うものであり、教育委員会事務局に関する事項として報告する。

2 改正事項

大阪市職員基本条例 別表（第28条関係）の改正

（1）第35項の2から第35項の4を追加

（ア）パワー・ハラスメントを行った場合【第35項の2】

- ・ 同一職場で働く者に対して、職務上の地位、人間関係その他の職場内の優位性を背景として業務の適正な範囲を超えて、精神的若しくは身体的苦痛を与える行為又は職場環境を悪化させる行為をした職員は、停職、減給又は戒告とする。

（イ）パワー・ハラスメントを行ったことにより指導を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した場合【第35項の3】

- ・（ア）を行ったことについて、指導を受けたにもかかわらず、当該行為を繰り返した職員は、停職又は減給とする。

（ウ）パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい不安を与え、これに起因する疾病に罹患させた場合【第35項の4】

- ・（ア）を行ったことにより、相手に著しい不安を与え、これに起因する疾病に罹患させた職員は、免職、停職又は減給とする。

(2) 第62項の文言修正

第62項中、「強姦」を「強制性交等」に改める。

3 改正理由

(1) 懲戒処分の対象となる非違行為の類型として、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位その他の職場内の優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて、精神的若しくは身体的苦痛を与え又は職場環境を悪化させる行為等を定め、併せて規定を整備するため。

(2) 平成29年7月に、刑法の一部が改正され、「強姦罪」の法定刑について、「強制性交等罪」とする処罰規定の整備が行われたため。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市職員基本条例（抄）

別表（第28条関係）

項番号	非違行為の類型	懲戒処分の種類
省 略	省 略	省 略
35	省 略	省 略
35の2	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位、人間関係その他の職場内の優位性を背景として業務の適正な範囲を超えて、精神的若しくは身体的苦痛を与える行為又は職場環境を悪化させる行為をすること	停職、減給又は戒告
35の3	前項に掲げる行為をしたことについて指導を受けたにもかかわらず、当該行為を繰り返すこと	停職又は減給
35の4	第35項の2に掲げる行為により、相手に著しい不安を与え、これに起因する疾病に罹患させること	免職、停職又は減給
省 略	省 略	省 略

62	放火、殺人、強盗、 <u>強姦</u> 又は麻薬 強制性交等 若しくは覚せい剤の使用若しくは所持を 行うこと	省 略
省 略	省 略	省 略

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表中第35項の次に次のように加える改正規定及び次項の規定は、公布の日の翌日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市職員基本条例別表第35項の2から第35項の4までの規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後に生じた事由について適用し、同日前に生じた事由については、なお従前の例による。

